

株式会社グループ 行動計画（第8回）

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む為に、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

計画期間 2025年9月1日～2027年8月31日までの2年間

目標1

男性の育児休業取得率を 40%に引き上げる

【対策】

- 2025年9月～ 育児休業取得者へのアンケート・インタビューを実施する。
- 2025年12月～ 繼続的な社内報発信を通して、育児休業に関する情報等を周知する。
- 2026年9月～ 育児休業取得者の業務代替者に関する制度を導入する。
- 2026年10月～ 育児休業に関する掲示物を作成し、周知活動を実施する。

目標2

男性の育児目的休暇の取得合計日数を 110%以上に引き上げる

【対策】

- 2025年9月～ 計画的な社内周知を実施する。

目標3

月間平均所定外労働時間を 月平均18時間以内とする

【対策】

- 2025年9月～ 定期的な監査と要因分析を通じて、業務改善を継続的に実施する。
- 2026年1月～ 働き方の見直しを通じて、所定外労働時間の削減とワークライフバランスの向上を図る。



株式会社グループ[®]

次世代育成支援対策推進法